

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公表番号】特表2006-516851(P2006-516851A)

【公表日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-026

【出願番号】特願2006-500878(P2006-500878)

【国際特許分類】

H 04 L 12/28 (2006.01)

H 04 Q 7/38 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/28 3 1 0

H 04 B 7/26 1 0 9 G

H 04 B 7/26 1 0 9 M

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月14日(2006.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の論理アクセスポイントを作る手段と、

通信受信に従って、前記論理アクセスポイントの選択されたものに関連する識別子を伝送する手段と、

移動体端末により要求されるサービスと、第1及び第2の論理アクセスポイントにより提供されるサービスセットとに応じて、第1の論理アクセスポイント及び第2の論理アクセスポイントのうち1つを選択することを可能にする手段と
を有する通信システム。

【請求項2】

請求項1に記載の通信システムであって、

認証する手段と、

1つ以上の通信サービスに従ってアプリケーションの提案を受信する手段と
を更に有する通信システム。

【請求項3】

請求項2に記載の通信システムであって、

前記識別子は、I E E E 8 0 2 . 1 1 準拠のアクセスポイントのサービスセット識別子を有し、

ユーザが前記論理アクセスポイントの1つに対応するサービス及びサービスセット識別子を選択する手段と、

前記論理アクセスポイントを切断し、ゲートウェイにより指定されたサービスセット識別子に対応する論理アクセスポイントに関連付ける手段と
を更に有する通信システム。

【請求項4】

請求項3に記載の通信システムであって、

前記第1の論理アクセスポイントから装置を切断し、周知のサービスセット識別子を使用して前記第2の論理アクセスポイントに前記装置を再接続することにより、サービスを

終了する手段を更に有する通信システム。

【請求項 5】

無線アクセスポイントを通じた無線ローカルエリアネットワークの容量を拡張する方法であって、

装置にサービスセット識別子をダウンロードするステップと、

第1の論理アクセスポイントの現在状態及びユーザにより要求されたサービスの選択に基づいて、第1の論理アクセスポイントから第2の論理アクセスポイントに前記装置を切り替えるステップと

を有する方法。

【請求項 6】

請求項5に記載の方法であって、

複数の論理アクセスポイントを作るステップと、

前記第2の論理アクセスポイントの現在状態に更に基づいて、前記第1の論理アクセスポイントから前記第2の論理アクセスポイントに前記装置を切り替えるステップと
を更に有する方法。

【請求項 7】

請求項6に記載の方法であって、

認証するステップと、

1つ以上の通信サービスに従ってアプリケーションの提案を受信するステップと
を更に有する方法。

【請求項 8】

請求項7に記載の方法であって、

前記第1の論理アクセスポイントと前記第2の論理アクセスポイントとのうち1つに対応するサービス及びサービスセット識別子を選択するステップと、

選択されていない論理アクセスポイントを切断し、ゲートウェイにより指定されたサービスセット識別子に対応する論理アクセスポイントに関連付けるステップと
を更に有する方法。

【請求項 9】

請求項8に記載の方法であって、

前記選択されていない論理アクセスポイントから前記装置を切断することにより、サービスを終了するステップと、

周知のサービスセット識別子を使用して選択された論理アクセスポイントに前記装置を再接続するステップと
を更に有する方法。

【請求項 10】

複数の論理アクセスポイントを有する無線ローカルエリアネットワークで所望のサービスを取得するように移動体端末装置を制御する方法であって、

前記論理アクセスポイントのうち第1のアクセスポイントと通信を確立し、前記無線ローカルエリアネットワークへのアクセスを取得するステップと、

前記無線ローカルエリアネットワークの前記複数の論理アクセスポイントのうち選択されたアクセスポイントに関連する複数の識別子をダウンロードするステップと、

前記選択されたアクセスポイントにより提供される各サービスセットを決定するステップと、

前記各サービスセットと所望のサービスとを比較し、適切なアクセスポイント及びその関連の識別子を決定するステップと、

前記関連の識別子を使用して、前記適切なアクセスポイントに関連付けるステップと、

前記関連の適切なアクセスポイントから前記所望のサービスをダウンロードするステップと
を有する方法。

【請求項 11】

請求項 1 0 に記載の方法であって、

前記移動体端末装置及び前記複数のアクセスポイントは、 IEEE 802.11 準拠の装置であり、前記識別子はサービスセット識別子を有する方法。

【請求項 1 2】

請求項 1 0 に記載の方法であって、

前記移動体端末装置及び前記複数のアクセスポイントは、 Hyperlan2 準拠の装置であり、前記識別子は NOP 識別子を有する方法。

【請求項 1 3】

通信システムにおける装置であって、

無線局ネットワークに対する複数のアクセスポイントのうち選択されたものに関連する識別子を前記装置により受信する手段と、

前記装置により要求されるサービスと、前記複数の論理アクセスポイントのうち第 1 の論理アクセスポイントと前記複数の論理アクセスポイントのうち第 2 の論理アクセスポイントとのうち 1 つにより提供されるサービスセットとに応じて、前記装置が前記複数の論理アクセスポイントのうち第 1 の論理アクセスポイントと前記複数の論理アクセスポイントのうち第 2 の論理アクセスポイントとのうち 1 つを選択することを可能にする手段とを有する装置。

【請求項 1 4】

無線通信ネットワークの第 1 の論理アクセスポイントと前記無線ネットワークの第 2 の論理アクセスポイントとのうち 1 つを選択する手段を有し、

前記選択は、所望のサービスと、前記第 1 の論理アクセスポイント及び前記第 2 の論理アクセスポイントにより提供されるサービスセットとに基づく移動体装置。